



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

持合い株式の評価で株式保有特定会社に当たらないと判断/納税者勝訴! ～大会社株式につき保有割合（25%以上）だけで判断せず～（高裁で確定）

ちょうど1年前、平成24年4月第225号で紹介した「持合い株式の評価」に関する納税者勝訴の判決が東京高裁で確定し、この判決に基づいて、国税庁では、4月2日、【「財産評価基本通達」の一部改正（案）に対する意見公募手続の実施について】とするパブリックコメント：意見募集を行っています。

電子政府の総合窓口 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?OBJCD=100410>

意見・情報受付締切日は5月1日です。今回は、税理士として、意見を述べる参考にしていただくためにも、この事例を紹介します（平成25年2月28日東京高裁判決・控訴人國の請求棄却・Z888-1756）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

本件は、被控訴人らが、相続税に係る更正処分等を受けたことにつき、更正処分等は相続財産中の各会社の株式の価額の評価額を誤ってされたものであり、相続税法22条に違反するものであるなどと主張して、更正処分等の取消しを求める事案です。

2. 裁判所の判断

以下のとおり、控訴人國の請求を棄却しました。

- ① 評価通達のうち、大会社の株式の価額の評価において用いるべき原則的評価方式である類似業種比準方式は、それ自体では市場取引価格がない株式について、これを上場会社と比較することとして上場会社の取引所での取引価格を基に評価する方法であって、大会社の株式の評価方式としては十分合理性を有しているものといえる。控訴人は、類似業種比準方式について、いずれは上場されるような会社の株式の評価においては最適である反面、大会社であっても上場を予定していない会社の株式の評価については適切とはいえない旨主張する。しかし、もともと類似業種比準方式は、評価の対象となる株式が上場されておらず取引相場のない株式であることを前提として、上場会社の株式との比較により現時点での株式の時価を評価する方式であるから、実際に将来上場するか否かにかかわらず、相応の合理性を有することができる。控訴人の主張は採用できない。
- ② 評価通達の平成2年改正における立案担当者の説明等によれば、大会社において株式保有特定会社に分類される基準として規定される株式保有割合25%という数値は、平成2年当時の法人企業統計等に示された資本金10億円以上の会社の株式保有割合の平均値が7.8%であり、これを実際の相続税評価額ベースに直すと、25%は一般会社の株式保有割合の3倍から4倍という数字になるということから決定されたものと認められ、そうであるとすると、当時においては、一般に、株式保有割合25%以上であることは、資産構成が著しく株式に偏っているものと認識されていたといえる。
- ③ 控訴人は、独占禁止法上の規制は本件相続開始時における本件判定基準の合理性判断の根拠とはならない旨主張するが、平成9年の同法改正に伴って会社の株式保有に関する状況が評価通達の平成2年改正時から大きく変化していることに照らすと、同法において持株会社と規定される株式保有割合（100分の50）は、本件相続開始時においてその資産構成が著しく株式に偏っている会社といえるか否かの判断における指標として有意というべきである。控訴人の主張は採用できない。
- ④ 平成15年度においては、控訴人が抽出した上場会社の中で全体の15%に相当する会社において株式保有割合が25%以上となっていることに照らすと、相続開始時においては、25%という数値は、もはや資産構成が著しく株式に偏っているとまでは評価できなくなっていたといわざるを得ない。
- ⑤ 以上によれば、控訴人の主張によっても株式保有割合が約25.9%にとどまるA社について、本件判定基準をそのまま適用して株式保有特定会社に該当するものとすることはできないから、株式保有特定会社に該当するか否かは、その株式保有割合に加えて、その企業としての規模や事業の実態等を総合考慮して判断するのが相当である。
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4判17頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。